

会議名：令和３年度 第３回三原村地域公共交通会議 議事概要

日時：令和４年３月３日(木) 13:30～15:00

場所：農業構造改善センター 農事研修室

出席者：矢野、藤本、山本、出海、岡田（代理：杉浦）、小松、寺村、西内、市原、杉本、嶋田、
沢良木、宮崎、宮渕、武内、中内、新谷、阿部、岩本、岡村、片岡

※山本、出海、杉浦、小松、西内はオンライン出席

（会長、副会長、その後は名簿順、敬称略）

概要

- 全委員が出席。出席者が委員の過半数を超えており、開催条件を満たしていることが確認された。
- 資料の出席者名簿の訂正があった。正しくは交通運輸政策課 杉浦主幹、宿毛土木事務所 小松 所長。
- 三原村地域公共交通計画(案)について説明が行われ、一部修正を行うことを前提とし、計画が承認された。

1. 三原村地域公共交通計画について

修正事項

- 82 ページと 109 ページ、地域公共交通確保維持改善事業、確保維持計画の申請は次年度のみとなっているが、毎年度行う取組みに修正する。
- 図 19 から 26 まで、OD 図は乗降図に変更する。
- タクシー事業の認可を申請した。（杉本）
☐事業の体制が整えば事業を開始できる。（山本）
→ 現在タクシー事業者がいない旨の表記について、注釈を追記する。（事務局）
- 80 ページの目標 6、「加齢や怪我等によって」は削除する。
- 82 ページの取組みの概要の文章を、「三原バスを利用する児童・園児等の入れかわりに対応するため、定期的に路線やダイヤを見直す。」に変更する。
- 85 ページ、「ハード整備としてはバスの待合所等、ソフト整備としては・・・」といった文章に修正する。詳細は事務局に一任する。
- 96 ページ、目指す成果の学生時期を通学時期に変更する。また取組みの概要を「主に高校生を対象とし、三原バス等の利用にかかる運賃負担の軽減を図る。」に変更する。
- 100 ページ、関連する取組みに、取組み 3-4 を追加する。丸はしない。

質疑応答

- 福祉タクシーでタクシーチケットを利用できないことになっているのか？
☐事業者が辞退されている
☐議員の兼業禁止法に抵触することから辞退している。利用者に対する補助であるため、抵触しないとの見解も耳にした。

- 上長谷地区が空白地の可能性があるとのことだが、詳しく教えてほしい。
 - バスの運行ルートから離れた居住地がある。計画(案)で挙げている取組みの中で、ニーズの把握、対応の検討が望ましいと考えている。
- 94 ページ、バス以外の道路整備などが含まれているが、理由があるのか？
 - 関連計画を考慮し、バス停周辺環境も含めている
- 通学支援に関連し、通学利用者数を評価指標にできないか、検討してほしい。
 - 運転手の負担増加が懸念される。可能かどうか検討していく。
- パーク&サイクルライドの利用者数の取り方はとり方について、どのように考えているのか？
 - 三原バス利用者へのアンケートを想定している。
- 交通事業者（土佐くろしお鉄道、高知西南交通）とは、事前に協議を行っているのか？
 - 土佐くろしお鉄道とはこれまでも行っている。高知西南交通とはこれから行う。事前に協議済みで、次年度の早い段階で覚書等を交わす予定である。
- 交通事業者にも会議の委員に入ってもらった方がよいのでは？
 - 82 ページの確保維持計画策定は、三原バスの鉄道接続などを計画つくるもの。その際は、交通事業者にも会議に出席してもらう。委員に入ってもらった方がよい。(出海)
 - 委員に入ってもらくよう対応する。(事務局)
- 村民への広報はどう考えているのか？ 概要版等をつくるのか？
 - 成果品の 1 つとして概要版を作成する。役場ホームページでの掲載や村民への配布を予定している。(事務局)

2. その他

- 宿毛市黒川地区の住民から三原バスの利用ニーズがあった。宿毛市は検討していた地域ということで、前向きに話をすることで検討している。宿毛市内のタクシー事業者の了承が得られた。黒川地区の住民の利用について、宿毛市の交通会議で了承された後、三原村で検討することとなる。(事務局)
- 維持確保の計画で、宿毛市にも会議に参加していただく予定。(事務局)

以上